

令和7年2月15日

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁護士 [REDACTED] 様
弁護士 [REDACTED] 様
弁護士 [REDACTED] 様

公開質問状の回答に対する意見書

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台計画
近隣住民

[REDACTED]

(印鑑は省略)

冠省 公開質問状に対する令和7年2月13日付の貴代理人らからの回答書を、昨日、レターパックにて受領いたしました。その回答結果を踏まえ、令和7年2月14日の夕方、横浜市の担当課長以下と面談協議しました。

突然の一方的な通知、極寒(予想最低気温は0℃、予想風速は北風6m/s、予想体感温度は開始時間-2℃、終了時間-4℃)、土壌汚染のおそれのある敷地に入れたい、既に予定がある、家族に受験生がいる、どうしても走り回ってしまう幼い子供の安全に懸念がある、命の危険を感じる等、住民それぞれの事情により、2月19日の説明会に参加できない具体的な理由につき、横浜市の担当者に十分なお理解頂きました(それぞれの事情の詳細は、省略します)。

従って、貴代理人らが2月19日の説明会を開催しても、近隣住民の全員参加には程遠く、横浜市の担当者らから、今回の一方的な開催の説明会をもってしても、開発事業の内容を住民に周知したことにはならないことを確認しました。

同時に、2月19日の屋外での仮設テントによる開催は、劣悪な環境下での開催であることの認識も、横浜市の担当者と共有しました。横浜市からは、当日の北風が強い状況だと、敷地が北側に下っている本件敷地においては、そこを吹き上がる吹上荷重がテントに掛かり、テントの横転のリスクもあると、新たな視点の問題点の提起も受けました。

更に、来週早々、劣悪な環境での説明会開催につき、横浜市の担当課長らが事業者側に考え直す旨の指導を行うことの確約も得ました。

貴代理人らが一方的に強行する開発事業の説明会に関し、横浜市と昨日面談し、協議した結果を踏まえて、今朝、住民相互間で情報交換しましたが、説明会に参加するか否かの最終的な判断は、各家庭の事情により、各自に任せることとなりました。

なお、横浜市との昨日の面談時(2/14)に、横浜市の主担当者は休暇を取得して同席しませんでした。その場で横浜市の課長と担当者に確認したところ、回答書記載に関連し、「FJ ネクストから、説明会をテント開催するとの連絡は一切受けていない。」と断言されました。また、住民は、昨日(2/14)の面談に同席しなかった横浜市の主担当者と、既に2月12日に面談協議していますが、その際も「仮設テントでの開催につき、事前に FJ ネクストから知らされていなくて、ビックリしました。」との発言を得ております(2/12及び 2/14とも、IC レコーダで録音済み)。そうすると、公開質問状の質問8の「テント開催を横浜市に事前相談したか？」に対する貴代理人らの回答、「株式会社 FJ ネクストから宅地審査課の担当者に対し、令和7年2月6日に、伝えております。」は、住民側が収集した情報によれば、信憑性がないため、虚偽と考えざるを得ません。

突然、貴代理人弁護士が付いたことに関し近隣住民全員は、「貴代理人らは、FJ ネクストの担当者が令和6年11月29日から12月17日に掛けて、近隣住民9家族及び町内会長を訪問して交わした約束を反故にするための道具に使われている。」と憤慨していることを忠言します。そして、そのことに、貴代理人らは気付くべきと考えます。

最後に、昨日、横浜市磯子警察署に、本件劣悪な環境下での説明会の開催につき照会をしました。出席したことが原因で住民が怪我をしたり、体調を崩したりした場合の責任の所在について相談したところ、「説明会の主催者が事前に明らかにすべき。」とのアドバイスを頂きました。従って、説明会開催前に、劣悪環境下で強行開催される説明会に参加したことが原因で、住民が怪我をしたり、体調を崩したりした場合の補償に関する約定を、書面をもって明示することを要請します(2/19午前中には、約定書面必着のこと)。期日までに約定が届かない時は、参加を断念せざるを得ない場合があります。

本意見書は、近隣住民の「青空を渡さない会」のホームページ及び「X」に、掲載することを念のため申し添えます。

不一